

令和8年度奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業実施要項

(趣旨)

第1条 奥久慈里山ヒルクライムルート利活用推進協議会（以下「協議会」という。）は、奥久慈里山ヒルクライムルート（以下「ルート」という。）沿線への観光誘客促進を図るため、協議会会員が実施する、ルート沿線での自転車イベントについて、予算の範囲内で補助を行うものとし、その補助については、この要項に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、次の各号のいずれの要件も満たす団体（以下「補助対象団体」という。）とする。

(1) 以下のいずれかに該当すること。

ア 協議会会員

イ 構成員に協議会会員を含む団体。ただし、その団体の構成員であるすべての協議会会員が、協議会への負担金を完納し、もしくは協賛金の支払いが完了していること。

(2) 事業推進のための組織体制及び予算措置が明確になっていること。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という）は、補助対象団体が第8条の規定に定める期間に実施する自転車を活用した事業のうち、次の各号に掲げる事業とする。

(1) ルート沿線の地域資源を活用した自転車イベントで、事業の実施により、観光客の誘客が見込まれる事業。ただし、過年度に開催実績があるイベントについては、過去開催と比較して拡充した部分が認められる事業。

(2) サイクルツーリズムに資すると協議会会長が認める事業であること。

(補助対象外経費)

第4条 次の各号に該当する経費については、補助の対象外とする。

(1) 地方公共団体の職員や地域おこし協力隊の人件費・旅費

(2) 特定の個人や個別企業に対する経費、それに類するもの

例) ①事業の主催者・参加者・参加企業に対する交通費や宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費。

②感染症検査、健康診断等の医療費等の補助。

③金券、クーポン券等発行費。

(3) 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの。

(協議会の補助)

第5条 協議会会長は、申請に基づき当該事業に必要な経費を認定し、その全部又は一部を負担することにより、補助対象事業に補助するものとする。

2 同一の補助対象団体に対する補助は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号アからの申請 複数回申請可（市町会員が複数回申請した場合、別の協議会事業（のぼり・ラック・空気入れ・修理用工具の配付）等と調整する場合がある）
- (2) 第2条第1号イからの申請 1回のみ申請可

（補助の範囲）

第6条 協議会会長は、前条に基づき補助対象事業について補助する場合には、その事業実施に必要と認定した経費について下表の範囲で経費の一部を負担する。

負担割合等	限度額
事業費の10/10以内	10万円／1事業・団体 (※市町からの申請の場合は5万円/1事業・市町)

※1 補助対象事業の実施に伴う収入があった場合は、補助対象経費から収入額を控除した額と、交付決定額のいずれか低い額を補助金の額とする。

※2 補助金額に千円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てる。

（補助の期間）

第7条 補助対象団体の事業への補助は、申請のあった年度に限り行うことができるものとする。

（補助の申請）

第8条 補助対象団体は、第3条に定める事業について補助を求める場合は、当該事業に必要事項を記した奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業補助申請書（様式1）を、下記期限までに協議会会長に提出するものとする。

なお、予算の執行状況により、下記申請期間後に追加募集を行う場合は、協議会事務局が別に定める。

実施期間	申請期間
要項制定日～令和9年3月31日	第一次：要項制定日から令和8年10月30日まで 第二次：令和8年12月1日から令和9年1月15日まで

（補助の決定）

第9条 協議会会長は、前条による補助申請書の内容を事務局で審査し、適正と認められた場合は、当該補助対象団体に対し奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業補助決定通知書（様式2）により通知するものとする。

（補助の変更）

第10条 前条の補助決定を受けた者が、事業の内容を変更又は中止する場合は、速やかに奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業補助変更申請書（様式3）を提出し、協議会会長の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 協議会会長は、前条の申請の内容が適当であると認めた場合は、補助対象団体に奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業補助変更決定通知書（様式4）により通知するものとする。

（補助の中止）

第 11 条 協議会会長は、前条の中止の申請があった場合以外においても、次の各号の場合に補助対象団体への補助を中止するものとする。

- （1）補助申請書に係る事業が履行されない場合、あるいは履行されないことが確実であると協議会会長が認める場合
- （2）補助の申請をした団体が補助対象団体としての要件を満たさなくなった場合
- （3）補助対象団体が申請した補助対象事業と当該補助対象団体の実施内容が異なる場合

- 2 協議会会長は、前項の規定により補助を中止した場合は、奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業補助中止通知書（様式5）を補助申請書の提出者に送付するものとする。

（実績報告）

第 12 条 補助対象団体は、当該年度の補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、協議会会長に対し奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業実績報告書（様式6）を提出するものとする。

- 2 前項の報告に当たっては、事業補助対象金額に対して支出した内容のわかる書類またはその写しを添付して提出するものとする。
- 3 補助対象団体は、協議会会長から指示があった場合は、協議会総会等で実績報告を行うものとする。

（補助金額の確定）

第 13 条 協議会会長は、前条の実績報告書について適当と認められる場合は、補助金額を確定し、奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業補助金額確定通知書（様式7）により、当該補助対象団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 14 条 前条の規定による通知を受けた補助対象団体は、通知日から起算して 14 日以内に奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業補助金請求書（様式8）を協議会会長に提出しなければならない。

（概算払い）

第 15 条 協議会会長は、事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、概算払いをすることができる。

- 2 補助対象団体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業補助金概算払請求書（様式9）を協議会会長に提出するものとする。
- 3 補助対象団体は、第 13 条による通知を受けたとき、既に支払を受けた補助金が確定額を超えるとき

は、その超える金額について協議会会長の指示に従って返還するものとする。

(財産等の帰属)

第 16 条 補助対象団体が、補助対象事業の実施に伴い取得した権利等については、当該補助対象団体・に帰属するものとする。

(その他)

第 17 条 予算を超える申請があった場合は、事務局で選定した事業を補助対象とする。

第 18 条 この要項の施行に関し必要な事項については、協議会事務局が別に定める。

付 則

本要項は令和 8 年 9 月 1 4 日から施行する。

(様式 1)

令和 年 月 日

奥久慈里山ヒルクライムルート利活用推進協議会
会長 木名瀬 貴久 殿

所在地 〒

代表者

奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業補助申請書

奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業実施要項第 8 条の規定により、当団体の実施する事業について補助するよう申請します。

記

- 1 団体の構成（事務局の構成員等。複数事業者で構成されている場合は、その事業者名）
- 2 イベント名称
- 3 実施時期・場所
- 4 活用する奥久慈里山ヒルクライムルート沿線の地域固有資源
- 5 観光誘客の見込（募集人数・具体的な取組等）
- 6 イベントの独自性
- 7 内容

事業内容	事業予定額（円）

※ 事業の詳細（収支予算等）について説明資料を添付すること。

(様式2)

令和 年 月 日

名称

代表者

殿

奥久慈里山ヒルクライムルート利活用推進協議会

会 長 木名瀬 貴久

奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業補助決定通知書

令和 年 月 日付けであった貴団体からの補助の申請については、奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業実施要項第9条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定内容

単位：円

事業内容	補助決定額	(うち協議会負担額)

2 留意点

(様式 3)

令和 年 月 日

奥久慈里山ヒルクライムルート利活用推進協議会

会 長 木名瀬 貴久 殿

所在地 〒

名称

代表者

（担当者氏名

電話番号

）

奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業補助変更申請書

令和 年 月 日付けの補助決定について、奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業実施要項第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり事業内容の変更を申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

事 業 内 容		事業予定額（円）
変 更 前		
変 更 後		

3 変更による事業効果への影響

(様式4)

令和 年 月 日

名称

代表者

殿

奥久慈里山ヒルクライムルート利活用推進協議会
会 長 木名瀬 貴久

奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業補助変更決定通知書

令和 年 月 日付けであった貴団体から補助変更の申請については、奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業実施要項第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定するので通知します。

記

1 認定内容

単位：円

事業内容		補助認定額	(うち協議会負担額)
変更前			
変更後			

2 留意点

(様式 5)

令和 年 月 日

名称

代表者

殿

奥久慈里山ヒルクライムルート利活用推進協議会

会 長 木名瀬 貴久

奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業補助中止通知書

令和 年 月 日付けであった貴団体からの補助の申請については、奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業実施要項第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記により中止するので通知します。

記

1 補助対象団体・の名称

2 事業内容

3 中止理由

4 その他

(様式6)

令和 年 月 日

奥久慈里山ヒルクライムルート利活用推進協議会

会 長 木名瀬 貴久 殿

所在地 〒

名称

代表者

担当氏名
電話番号

)

奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業実績報告書

令和 年 月 日付けで補助の認定があった事業に係る実績については、奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業実施要項第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績

単位：円

事業内容	事業実績額	(うち協議会負担額)

2 成果品・報告書等（別添として添付すること）

(様式 7)

令和 年 月 日

名称

代表者

殿

奥久慈里山ヒルクライムルート利活用推進協議会

会 長 木名瀬 貴久

奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業補助金額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった事業については、奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業実施要項第 13 条の規定により、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

1 事業内容

2 補助金額

金

円

(様式 8)

令和 年 月 日

奥久慈里山ヒルクライムルート利活用推進協議会
会 長 木名瀬 貴久 殿

(申請者)
所 在 地 〒

事業者名
代表者職氏名

担当者名
電話番号

奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業補助金請求書

令和 年 月 日付けで補助金額確定通知のあった事業について、奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業実施要項第 14 条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

請求額	金 円
補助確定額	金 円
概算支払済額	金 円
振込銀行名	銀行 支店
預金種目	1 普 通 2 当 座
口座番号	No.
口座名義	(フリガナ)

(様式 9)

令和 年 月 日

奥久慈里山ヒルクライムルート利活用推進協議会
会 長 木名瀬 貴久 殿

(申請者)
所 在 地 〒

事業者名
代表者職氏名

〔 担当者名
電話番号 〕

奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付けで補助決定通知のあった事業について、奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業実施要項第 15 条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

また、奥久慈里山ヒルクライムルート自転車イベント補助事業実施要項第 13 条による通知を受けたとき、既に支払を受けた補助金が確定額を超えるときは、その超える金額について協議会の指示に従って速やかに返還します。

記

請求額	金 円
補助決定額	金 円
振込銀行名	銀行 支店
預金種目	1 普 通 2 当 座
口座番号	No.
口座名義	(フリガナ)